

令和5年度

郡上市行政点検外部評価委員会報告に対する
対応方針

令和6年3月18日

郡上市

基本目標	第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち		
基本方針	2 豊富な森林の保全と活用を図ります		
責任部課	農林水産部 林務課	主管課	林務課
施策	目指す姿及び主管課の評価		
1	森林資源の利用促進	山林に高性能林業機械が入り、伐採搬出が機械化され、効率的に作業が行われているとともに、伐採後の造林現場にも車両で到達することができ、行き届いた山林の管理ができています。 木造建築物を目にすることが多くなるとともに、職場や家庭でも木製品が多く使われ、資源の循環利用を生活に取り込むことができる社会となっています。	B
2	森林の適正保全・管理の推進	森林の適正な保全や管理を推進する上で、課題となっている山林の所有権界の明確化が進み、森林整備が円滑に進んでいます。 山地災害が少ない安心して暮らせる地域になり、多様性に富んだ快適な森林空間によって、潤いのある生活環境が保たれています。	B
3	山を支える人づくり	あらゆる世代が山に関心を持ち、関わる人が増え、木のある暮らし、山のある暮らしが体現された、活力ある地域となっています。	B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に紐づく各施策は、関連する事務事業の状況、指標の達成度の状況を鑑み、概ね妥当と判断できる。 施策2に関連する指標いずれも目標値を下回り、特に「森林情報の集約が完了した大字数」については、実績を上げることができなかったが、「森林経営管理制度」の設立により災害の危険性のある森林から進める必要が生じたためであり、これらの森林については境界の明確化や意向調査、施業プラン作成を実施し森林整備も行っていることから一定の評価はできる。 材価の低迷等により森林所有者の関心が薄れ荒廃が進んでいることから、防災上必要な環境保全林については、森林環境譲与税を活用した森林整備を行うとともに、木材生産林については民間事業者が施業に必要な林道整備等に対する支援を一層進め、持続可能な木材生産体制を構築していく必要がある。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている
評価の概要	<p>責任課は、基本方針である「豊富な森林の保全と活用を図ります」を構成する3つの施策について、全てB評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）と判定をしている。また、責任部長も、責任課の分析を踏まえ、基本方針に沿った施策の進捗と成果を認めながら、一方で森林環境譲与税を活用した森林整備の推進や林業従事者の確保など、持続可能な木材生産体制の構築が課題と捉えた総括評価を行っている。</p> <p>外部評価委員会としては、森林整備をはじめ、高性能林業機械の導入や木質燃料ストーブの購入支援といった資源活用に向けた取組みのほか、林業技術者を確保していくための育成支援など、森林資源の保全・活用に向けて様々な施策を展開していることが調書及び責任課等の説明から確認することができ、施策ごとの市の評価は「概ね適正である」と判断した。</p> <p>この基本方針は、国土保全・環境保全の面から重要な方針であると認識しており、市の広大な森林面積に対して、森林環境譲与税の活用も含め、最終的にどのように整備を進めていくかという目標、ロードマップが必要であると考え、その目標を意識した施策の展開、指標の設定等に努めていただきたい。また、林業は産業資源だけでなく、教育資源にもなるほか、災害防止の関連も深いため、引き続き総合的な視点と、関係する部署と連携しながら施策を展開していただきたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・林業は教育資源にもなり、産業資源でもあり、移住支援を進めていくうえでの資源にもなってくるほか、災害との関連も深いため引き続き総合的な視点と、各関連部署との連携を維持、発展させていただくことに期待する。 ・林業の現場では困難な点が多くあるが、努力してみえることは理解できる。また、林業従事者等の人づくりは基本であることから、諸機関との連携を一層深めていってほしい。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・大字界の情報収集が困難となったのであれば、境界が不明瞭な問題をどのように解決するのか施策が乏しい。また、施策2の指標が実績を上げられなかったことに対し、森林経営管理制度の設立と説明があったが、その制度の成果が分からない。 ・最終的にどのように整備を目指し、その目標にどのように進んでいくかのロードマップが作成されているとは考え難く、取組みも目標に向けて十分意識されているとは思えない。 ・広大な森林面積に対し、実施面積が全体の何%進捗しているのか資料等では分かりづらいため、今後作成の際は記述に工夫されたい。また、林業を成長産業化として出すときも、市内総生産における何%という指標など使用する数字、単位も考え直す必要があるのではないか。 ・施策に掲げる3つの柱の取組みは、市民には見えてこない部分もあるため、広報等で分かりやすく周知してもらえると良いと思う。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度、嵩上げ助成などの言葉の意味合いが分かりづらく、境界確定の場所も必要なのか、十分なのかも分かりにくい記述となっているため注釈が必要。 ・施策の概要から想定する成果と各施策に記載されている成果にズレがあるように感じる。 ・聞きなれない用語が多くあるため、市民の方が読んで分かりやすい内容にしてください、自分たちの問題として関心を持ってもらえるよう工夫されたい。 ・森林の保全と共に、サイクリング用の道としても活用するなど視点を変えた活用も検討されると良いと思う。 ・市が開催するイベント等の活用や、関係職種との連携を進め、郡上市の現状を市民等へ伝えていくことも大切だと感じた。 ・施策1では課題が明確になっているが、どのように解決していくのか具体策が必要かと思う。
市としての対応方針		<p>1. 「評価の概要」への回答及び今後の対応</p> <p>○ 市の広大な森林面積に対して、森林環境譲与税の活用も含め、最終的にどのように整備を進めていくかという目標、ロードマップが必要であると考え、その目標を意識した施策の展開、指標の設定等に努めていただきたい。</p> <p>⇒ 令和元年度から始まった森林環境譲与税を活用し、林地台帳の整備や森林整備及び作業道整備、森林境界測量、ICT技術等の活用によるスマート林業の導入、林業技術者の育成など、適切な森林整備、人材育成、木材利用の促進を行っている。郡上市内の民有人工林 50,203ha のうち私有林で適切に管理されていない人工林は 19,747ha に上る。このうち 12,209ha は環境保全林であり、所有者が直接作業することが困難であることから、森林経営管理制度により市が経営管理権の設定を行い、森林所有者の意向調査、境界確認、整備プランの作成等の段階を経て、整備を行う一連の取組みを順次進めている。とは言え広大な面積のため、緊急性の高いところから優先的に進めている状況で、整備には長い年月を要するが、ICTを活用した森林整備に向け計画的に取り組んでいる。一方で、木材生産を主体に行っていく林分でありながら、適切に管理されていない人工林 7,538ha を民間事業者らと、どのように整備していくかが課題であり、今後検討することとしている。現段階におけるロードマップは、環境保全林のみのため、木材生産林も含めた取組みが具体化することで、最終的なロードマップや目標を示していきたいと考える。</p>

2. 「指摘事項や改善を要する事項等に関する意見」への回答及び今後の対応

- 大字界の情報収集が困難となったのであれば、境界が不明瞭な問題をどのように解決するのか施策が乏しい。また、施策2の指標が実績を上げられなかったことに対し、森林経営管理制度の設立と説明があったが、その制度の成果が分からない。
 - ⇒ 指標のとおり当初は大字界の情報収集を行う計画としていたが、大字界は面積が广大で、情報提供者も僅かで進まないことから、現在は小単位の区域に絞り、森林経営管理制度を活用して境界の明確化を進めている。これら区域ごとの境界測量の積み上げが最終的には大字界での完了数につながるが、現時点で完了した実績はなく、解決に向けて順次取り組んでいる状況にある。なお、指標の設定についても現状と合わないことから、適切な指標に見直しを検討する。
- 広大な森林面積に対し、実施面積が全体の何%進捗しているのか資料等では分かりづらいため、今後作成の際は記述に工夫されたい。また、林業を成長産業化として出すときも、市内総生産における何%という指標など使用する数字、単位も考え直す必要があるのではないかと。
 - ⇒ 実施面積等については、全体数（分母）も示しながら分かりやすい表記に努めるとともに、指標等における数字、単位の表記方法についても検討のうえ修正する。

「森林経営管理制度」

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。

この制度により、放置された森林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる効果や、森林の多面的機能が向上し、土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全・安心につながる効果などが期待される。

郡上市においては、林業経営に適した森林は、本制度の活用は行っていません。

基本目標	第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち		
基本方針	3 暮らしの中の安全・安心を守ります		
責任部課	総務部 総務課	主管課	総務課、建設工務課、都市住宅課
施策	目指す姿及び主管課の評価		
1	防災体制の整備	地域防災のリーダーが養成されるとともに、消防職員、消防団員及び資器材の充実が図られ、自主防災組織力や消防の機動力が高まっています。	B
2	市民の安全対策の推進	特定空家等の対策や消費生活相談、住宅用火災警報器の設置に関する啓発活動により、安全・安心な生活環境が整っています。	B
3	災害危険箇所の解消	河川の氾濫や急傾斜地の崩壊箇所を改修することにより、災害危険箇所が解消され、災害に強い社会基盤が整っています。	B
4	建築物耐震化の推進	災害時に避難所となる公民館や民間施設等の耐震診断や耐震改修が進み、地震発生時の安全が確保されています。	B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の整備については、防災士資格取得者が目標数に達し、数値の上では着実に推進されており、今後も「一組織一防災士」を目指して、組織支援を行うとともに整備環境を図る。 ・市民の安全対策の推進については、指標とする住宅用火災警報器の普及率は上昇しており、一定の啓発効果が見られるほか、空家の適正管理、特定空家除却に対する助成を行い、防止・管理・削減の3つの側面での取組みを引き続き推進する。 ・災害危険箇所の解消については、目標である7箇所を上回る9箇所で河川改修を実施できており、引き続き危険箇所の解消に向け、予算・人員等の確保に努める。 ・建築物耐震化の推進については、指標とする住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率において、公共施設及び公営住宅の計画的な耐震化等により、最終年度の目標値に対し概ね良好に推移している。 ・これら全体を通して、指標の達成状況も良好であり、安全・安心なまちづくりが進められている。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。
評価の概要	<p>責任課は、基本方針である「暮らしの中の安全・安心を守ります」を構成する4つの施策について、全てB評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）と判定をしている。</p> <p>災害危険箇所の解消に向けた取組みや、市民の防災意識の向上のための啓発活動、建築物の耐震化など「ハード面」、「ソフト面」と多岐に渡る分野であるが、防災資機材の整備や人口減少に伴う消防団組織の再編検討のほか、交通安全等の啓発活動、特定空家の除却、河川や急傾斜地等の危険箇所の改修など評価調書及び責任課等の説明から確認することができ、個々の事業の実績や成果を踏まえた上で総括すると、外部評価委員会としては、市の評価は「概ね適正である」と評価した。</p> <p>しかしながら、全体を通して災害弱者に対しての視点が非常に弱い印象を受けたことから、発災時の避難体制はもちろん、平常時の訓練等においても対応が遅れるのは日頃から災害弱者とされる人達であることを念頭に置き、そういった人達への視点や配慮を意識しつつ、防災体制と関連付けながら検討いただきたい。</p> <p>また、関連指標とする「防災士資格取得者数」については、施策との関連性が分かりにくい点や、「氾濫が想定される河川の改修箇所数」の算出方法に当たっては、市民に誤解を招きかねない表現となる恐れがあるため、指標の設定及び数値等の算出方法について再考いただきたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗は概ね順調と見受けられるが、河川改修箇所数は数字に変化がなく、事業が進んでいるのか見えにくい。 ・施策2「市民の安全対策の推進」において、高齢者の消費者トラブル防止のため、地域の関係者と連携する必要があるとしているが、関係者への事例共有等だけでは不十分と感じる。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・関連指標の「住宅用火災警報器の普及率」は、抽出調査では十分な信頼が得られない気がするため、自治会を活用し全数調査等ができないものか検討いただきたい。 ・施策1では、「防災士資格取得者数」を指標として掲げているが、「一組織一防災士」を目指すのであれば、防災士が配置されている自治会数をカウントするのが適正と考える。 ・施策4の「建築物耐震化の推進」においては、診断まで行うが改修までに至らない点について、本質的な課題の明確化と対策を期待したい。また、耐震化に関する指標は実態把握がしづらいのではないかと思うため、指標の再考が必要ではないか考える。 ・災害時や避難所のトイレ問題については、2016年に内閣府がガイドラインを示しており、近年、バリアフリー型の仮設トイレ、移動式のバリアフリートイレの開発なども進められているため、「体制整備」という観点で検討いただきたい。 ・防災に関しては、ハード面とソフト面があり、ハード面に関しては行政が主となり進める必要があると考えるが、ソフト面については市民自らが意識し取り組む必要があることを広く周知する工夫が大切であると思う。 ・今後の展開において、防災士の活用がうまくなされるよう工夫されたい。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・総括評価は、もう少し簡潔にまとめた方が良いと感じる。 ・若者はドローンの操作には興味がありそうなので、その活用も話題にしながら消防団への勧誘を進めてはどうか。 ・ゲリラ豪雨等自然災害が全国的に増えている中、地域住民も不安を強く感じている方が多くみえる。しかし、避難所への避難に抵抗がある方も多く、なぜ避難したくないのか、避難できないのかを把握することも大切だと感じている。そこで、地域サロン等で消防士や防災士に依頼し、「暮らしの中の安全・安心」に関する講話や情報提供を行っていくと良いと思う。 ・全体的に適正な評価であると思われるが、より実質的な意味での防災に取り組んでいただきたい。なお、災害弱者に対しての視点が非常に弱い印象を受けたので、平時からそういった人々への視点や配慮も意識しつつ、防災体制と関連付けながら取り組みを推進していただきたい。
市としての対応方針		<p>1. 「評価の概要」への回答及び今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全体を通して災害弱者に対しての視点が非常に弱い印象を受けたことから、発災時の避難体制はもちろん、平常時の訓練等においても対応が遅れるのは日頃から災害弱者とされる人々であることを念頭に置き、そういった人々への視点や配慮を意識しつつ、防災体制と関連付けながら検討いただきたい。 ⇒ 災害弱者対策への取組みとして、社会福祉課と連携して避難行動要支援者名簿を毎年更新し、避難時に支援を要する人の確実な把握に努めており、名簿は自治会、民生委員・児童委員、消防団、警察とも共有を行っている。また、土砂災害警戒区域など危険な場所に立地する要配慮者利用施設については、避難計画の策定及び提出、避難訓練の実施・報告が義務付けられており、対象施設に対して指導を行っている。しかしながら、能登半島地震においても避難や支援体制など様々な課題が明らかになっていることから、こうした事例や想定等を本市にも落とし込みながら、災害弱者への支援体制を検証するとともに、体制整備に向けて見直しを進めていく。なお、災害弱者への視点や配慮を日頃から意識できるよう、自治体等による訓練等を通じて市民の理解を深めていく必要があることから、訓

練や周知方法等について自治会等と一緒に検討を行い実施していきたい。

○ 関連指標とする「防災士資格取得者数」については、施策との関連性が分かりにくい。

⇒ 災害等の有事の際は、地域コミュニティにおける自助・共助・協働が重要となる。防災士の資格を取得した方は、その意識として知識・技術を習得していることから、各自治会の自主防災組織においても防災リーダー的存在として防災運営等に携わってもらえることが期待できるため、その人材を確保し、組織力を高めていくことが地域の防災力に繋がるものとする。人口減少、少子高齢化が進むなかで、避難支援や避難所運営など、各自主防災会（自治会）における防災士の協力は益々必要になることから一自治会に防災士一人を配置できるよう支援を行っていく。また、外部評価で指摘された関連指標の考え方、カウント方法については整理するとともに、他の指標設定についても検討していきたい。今後は防災士が各自主防災組織（自治会）に積極的に関わってもらえるよう、市内防災士への協力依頼をはじめ、自治会との連携が図れるよう取組みを進めていく。

○ 「氾濫が想定される河川の改修箇所数」の算出方法に当たっては、市民に誤解を招きかねない表現となる恐れがあるため、指標の設定及び数値等の算出方法について再考いただきたい。

⇒ 氾濫浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を危険箇所としてその解消箇所数を目標値とし、これに対する改修箇所数を実績値とすることが望ましいが、氾濫浸水想定区域は面的な指定であり、点的な整備を行っても想定区域から除外されない可能性もあることや、土砂災害警戒区域の指定箇所数も膨大な量に及ぶため、全体数として表すことは困難な状況である。このため、市では着実な整備を進めることが重要と捉えており、本計画における整備予定箇所が計画に沿って実施できるよう引き続き取り組んでいきたいと考える。なお、市民に誤解を招かぬよう説明や表現等には十分注意していきたい。

2. 「指摘事項や改善を要する事項等に関する意見」への回答及び今後の対応

○ 施策2「市民の安全対策の推進」において、高齢者の消費者トラブル防止のため、地域の関係者と連携する必要があるとしているが、関係者への事例共有等だけでは不十分と感じる。

⇒ 今年度実施した郡上市のまちづくりに関する市民アンケートや、シニアクラブの会合において迷惑電話などの対策に関するアンケート調査を行い、状況の把握に努めている。今後、これらの結果を参考にしつつ、警察と協力しながら被害防止の啓発、シニアクラブでの説明、出前講座の実施など市民に情報が行き届くよう啓発に取り組み、被害防止に努めていきたい。

○ 関連指標の「住宅用火災警報器の普及率」は、抽出調査では十分な信頼が得られない気がするため、自治会を活用し全数調査等ができないものか検討いただきたい。

⇒ 住宅用火災警報器の普及率は、総務省消防庁で定める調査方法により全国統一で毎年実施している調査のため、今後も普及率の把握については同調査による抽出調査を用いていきたい。この調査における設置率の誤差は、全国で1%以内、各都道府県が5%以内、各消防本部が5~20%以内となるよう調査世帯数が算出されているが、普及状況として一定の数値、傾向として把握できるため活用していく。なお、自治会を活用した調査等は把握するうえでは有効な手法かもしれないが、自治会への負担、また最も重要なのは把握後における火災警報器の設置や維持管理が重要であることから、市としては、設置率向上等を進めるため周知徹底を図っていきたい。

○ 施策1では、「防災士資格取得者数」を指標として掲げているが、「一組織一防災士」を目指すのであれば、防災士が配置されている自治会数をカウントするのが適正と考える。

○ 今後の展開において、防災士の活用がうまくなされるよう工夫されたい。

⇒ 自治会＝自主防災組織であることがほとんどであるため、最終目標値は事実上自治会数でのカウントとなっている。郡上市防災士会とは連携しつつ防災啓発を行っているが、今後は防災士会以外の防災士の方にも各自治会での自主防災の運営に協力いただけるようアプローチしていきたいと考えている。

○ 施策4の「建築物耐震化の推進」においては、診断まで行うが改修までに至らない点について、本質的な課題の明確化と対策を期待したい。また、耐震化に関する指標は実態把握がしづらいのではないかと思うため、指標の再考が必要ではないか考える。

⇒ 「建築物耐震化の推進」において、診断まで行うが改修までに至らない主な要因は、建築物所有者の高齢化や後継者の不在、耐震化費用の問題と考えられる。今後、これらの課題に対応する国の施策や補助制度改正等の動向を注視しながら耐震化事業を推進したい。また、耐震化に関する指標については、住宅の耐震化率が5年に1回実施する住宅・土地統計調査による推計値であるため、実態値を用いた「多数の者が利用する建築物」の耐震化率のみとしたい。

○ 災害時や避難所のトイレ問題については、2016年に内閣府がガイドラインを示しており、近年、バリアフリー型の仮設トイレ、移動式のバリアフリースイレの開発なども進められているため、「体制整備」という観点で検討いただきたい。

⇒ 能登半島地震においてもトイレ等の衛生環境は大きな課題となっており、車載トイレ車両の派遣もされているが、数は限られており全体をカバーすることは難しく、またバリアフリーの面でも改善すべき点があると聞く。こうした状況も踏まえ、避難所にバリアフリーも含めたトイレの確保、衛生環境への対策を調査・研究するとともに対策について検討していきたい。

○ 防災に関しては、ハード面とソフト面があり、ハード面に関しては行政が主となり進める必要があると考えるが、ソフト面については市民自らが意識し取り組む必要があることを広く周知する工夫が大切であると思う。

⇒ 毎年、自主防災育成研修会を開催することにより、自主防災組織の育成に継続的に取り組んでおり、今年度は女性の視点を踏まえた避難所運営についての研修を実施した。今後は改めて災害弱者の視点も考慮した研修、啓発などを実施し、自主防災に対する意識の高揚を図っていく。

○ ゲリラ豪雨等自然災害が全国的に増えている中、地域住民も不安を強く感じている方が多くみえる。しかし、避難所への避難に抵抗がある方も多く、なぜ避難したくないのか、避難できないのかを把握することも大切だと感じている。そこで、地域サロン等で消防士や防災士に依頼し、「暮らしの中の安全・安心」に関する講話や情報提供を行っていくと良いと思う。

⇒ 自主防災育成研修会や各地域のイベントでの防災士による啓発活動などを通じ情報提供を行うとともに、自治会、シニアクラブの会合等で意見を聴くなどし、地域住民の懸念を把握することとしたい。

基本目標	第3分野 支えあい助け合う安心のまち		
基本方針	4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します		
責任部課	健康福祉部	社会福祉課	社会福祉課
施策	施策・目指す姿及び主管課の評価		
1	地域ぐるみで支え合う仕組みづくりの推進	地域ぐるみで支える仕組みが構築され、見守りや福祉活動に関わる人が増えることにより、支援が必要な人が安心して生活できています。 平常時から、地域において要支援者に対する支援方法が確立され、災害時における支援体制が構築されています。	B
2	障がい者（児）福祉の充実	複雑化した問題や多様化したニーズに対応できる相談支援体制が整い、障がい者やその家族が必要な福祉サービスを利用しながら地域で安心して暮らすことができています。	B
3	生活困窮者の自立支援	様々な事情により生活困窮に陥った人に対する相談窓口や支援体制が整っており、一人ひとりの実情に合わせた支援により自立した生活を送ることができています。	B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子高齢化、核家族化等の問題が深刻化し、コミュニティが希薄化する中で、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を実現するには、行政と地域住民が共に取り組んでいく包括的な体制づくりが必要である。 ・近年の社会情勢の変化により、生活困窮に関する相談が複雑化しているが、一人ひとりの実情に合わせた自立のための支援を実施しており、結果、自立が困難な場合は、迅速に生活保護につなげるよう連携している。 ・一方で、各種計画や制度・事業内容の周知が十分でないことや、福祉サービスを提供する人員の不足などが課題となっており、今後においては、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会の実現」に向け、行政・関係機関・住民が一体となって重層的な支援体制の整備を推進していく必要がある。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。
評価の概要	<p>人口減少、少子化・超高齢化社会の中で、福祉という幅広い施策を展開しながら、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくるためには、様々な課題が想定される。これらの課題は、行政のみで解決できることではなく、社会福祉協議会をはじめとする、福祉に関わる組織や団体の協力、ボランティアの支えなど、全市的な取り組みが必要であることから、それぞれが連携・協働して取り組んでいる。</p> <p>責任課は、こうした連携と協働の中で、複雑化・複合化した支援ニーズの対応に向けて重層的支援体制を整備したことや、生活困窮者に対する早期自立を促すための各種支援をはじめ、サロン活動など住民主体の福祉活動の支援や普及、育成等の取り組みを踏まえ、B評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）としており、外部評価員会としても調書及び責任課等の説明から、市の評価は「概ね適正である」と判断した。</p> <p>一方、調書を含め責任課の説明は、個々の取り組みと成果に終始している傾向があり、特に国や県が法令等で定める事業のアウトプットに関する説明に留まっており、今後の方向性についての記述も抽象的で具体性に欠けるため、本方針、目指す姿の実現に向けて変化する時代に応じたビジョンを描き施策を進められたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあいの仕組み作りが構築されれば、安心して暮らせるという方向性は良いと思うが、行政として、どう支援体制を整備していくかを明確にして推進されたい。 ・施策1の関連指標「防災訓練時に要支援者名簿を活用した自治防災会の割合（年間）」が令和元年度は46.0%であったが、その後実績値が減少しているにも関わらず、その対策が取られていない。また、指標が未達にも関わらず、周知していくだけでは今後の展開は不十分で具体性に欠ける。 ・アウトリーチ型の支援員が一人増員されたことは評価できる一方、一人で十分なのかとも思う。増員された人も含め、支援チームが形成できているのか、また、機能しているのか疑問に感じる。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の展開において、「8050問題」を踏まえた取組みの方向性が示されると良い。 ・事務事業の実績調書（判定の理由欄）には、「国、県の制度に沿った事業のため評価判定にそぐわない」といった判定があるが、基本的には自治事務であり、各自治体の創意工夫によって事業を進め、評価判定を行う必要があるかと思う。 ・施策2の関連指標「障害福祉サービスの満足度」については、主観的満足度評価だけで本当に良いのか。また、必要な人に対して必要なサービスが届いているのかという確認は必要である。 ・施策3も「自立」には個人差があり、少なくとも自立相談支援において個別の支援計画が立てられているはずであり、その計画の達成度合いを指標とすることも考えられるため検討いただきたい。 ・民生委員児童委員は地区の代表として選出された人だけに、「資質の向上を図る」との記載には違和感があるため、表現を改めてはどうかと思う。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に掲げる姿は、多くの市民が思っている事であり、地域での取組みや全国的に注目されている取組み等、各地域で活かせることがあれば是非情報提供していただきたい。 ・時代の流れとともに、暮らしの中の課題は新たに発生してくるが、その課題を的確に捉え行政、関係機関、市民がうまく連携し、支え合いながら安心して暮らせる郡上市になることを望む。 ・目標に向かって進めるために理想（基本方針）を掲げることは必要であるが、理想から見て、「今どこに立っているのか」、「まず何をすべきか」をもっとシンプルに示しても良いのではないかと思う。また、郡上市の規模では「地域の支え合い」は簡単に「相互監視」に変容する危険性もあることを知ったうえで、支え合いをしなくてはならないと感じる。 ・専門用語の注釈はあるものの、辞書的な注釈のみで一般向けには理解が難しい説明に留まっている印象がある。 ・福祉に関しては、様々な個別ケースを積み上げていくこと、また、そこからの地域づくり、制度化の視点が何より重要であるため、その観点を課内だけでなく、庁内でも共有、共通認識を持つような働きかけにも期待したい。
市としての対応方針		<p>1. 「評価の概要」への回答及び今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調書を含め責任課の説明は、個々の取組みと成果に終始している傾向があり、特に国や県が法令等で定める事業のアウトプットに関する説明に留まっており、今後の方向性についての記述も抽象的で具体性に欠けるため、本方針、目指す姿の実現に向けて変化する時代に応じたビジョンを描き施策を進められたい。 ⇒ 第2次総合計画の下位に位置付ける第2次健康福祉推進計画は本市の健康・福祉の方向性を定めた計画となっており、子どもから高齢者まで、すべての人が人として尊厳を持ち、住み慣れた地域の中で市民、地域、行政等が協働し、共に支え合い助け合うまちづくりを目的として策定している。これらの計画に基づき、健康・福祉分野において様々な施策を展開するなかで、本方針の分野においては、

国及び県が法令で定める事業が多いものの、障がい者への相談支援や通院等交通費助成や生活困窮者への各種支援など市独自の事業も展開し、目指す姿に向けて取り組んでいる。今後も本方針の実現に向け、支援が必要な方々のニーズをはじめ、社会状況等の的確な把握に努め、時代に合った施策、支援を推進していきたい。

2. 「指摘事項や改善を要する事項等に関する意見」への回答及び今後の対応

○ 施策1の関連指標「防災訓練時に要支援者名簿を活用した自治防災会の割合（年間）」が令和元年度は46.0%であったが、その後実績値が減少しているにも関わらず、その対策が取られていない。また、指標が未達にも関わらず、周知していくだけでは今後の展開は不十分で具体性に欠ける。

⇒ 自力避難が困難とされる避難行動要支援者を災害から保護するためには、名簿が確実に作成、更新され、平時から避難支援体制を構築しておくことが重要である。また、災害時には地域全体で要支援者を支援していくことが求められることから、地域内における要支援者の情報共有を推進している。なお、現行法令では防災訓練時に要支援者名簿の活用を義務付ける規定はないが、市としては「避難行動要支援者名簿」の必要性とその意義等について丁寧に説明・周知を行い、避難訓練時における名簿の活用を促進したい。

○ 今後の展開において、「8050問題」を踏まえた取組みの方向性が示されると良い。

⇒ 「8050問題」も含む、ひきこもりの状態にある方やその家族への支援については、関係機関や民間支援団体で構成されるひきこもり支援連絡会による連携の強化に努め、ひきこもり相談・窓口をはじめ、連携による個別事例への支援、市内におけるひきこもり相談会等を行っている。実施にあたっては、岐阜県ひきこもり地域支援センター及び保健所との密な連携に努めており、今後も本人や家族の個別性に応じた段階的な支援を行う。また、令和5年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施しており、各課や各支援機関による平時の相談支援において、「8050問題」のような複雑な課題を有する事例が生じた際には、重層的支援会議もしくは支援会議で情報共有や支援方針の検討を行い、地域資源の活用・協力しながら就労体験等による社会参加支援にも取り組んでいく。また、潜在的支援対象者の発見や情報発信の一環として、アウトリーチ支援を推進していく。

○ 事務事業の実績調書（判定の理由欄）には、「国、県の制度に沿った事業のため評価判定にそぐわない」といった判定があるが、基本的には自治事務であり、各自治体の創意工夫によって事業を進め、評価判定を行う必要があるかと思う。

⇒ 従来は評価判定を行っていなかった国、県の制度に沿った事業においても、今後は評価判定を行うこととする。

○ 施策2の関連指標「障害福祉サービスの満足度」については、主観的満足度評価だけで本当に良いのか。また、必要な人に対して必要なサービスが届いているのかという確認は必要である。

⇒ 「障害福祉サービスの満足度」については、障害者手帳等を持っている方をはじめ、子ども発達支援センターや特別支援学校、学級の児童及び保護者等、全員を対象にアンケート調査を実施し、必要なサービスや求めるサービスが利用できるか把握しているが、指摘いただいた後述の部分についても今後、アンケート等で把握できるよう検討していきたい。また、支援が必要な方が必要なサービスを受けられるよう、専門家も交えた支援会議も開催しており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き総合的な支援を行っていく。一方で、事業者が提供するサービスの質も大切な要素であることから評価手法について今後検討していきたい。

○ 施策3も「自立」には個人差があり、少なくとも自立相談支援において個別の支援計画が立てられているはずであり、その計画の達成度合いを指標とすることも考えられるため検討いただきたい。

⇒ 生活困窮は誰もが陥る可能性があり、困窮相談にみえる方の理由も様々である。生活困窮者自立支援事業は生活保護に至る前の自立支援施策として、自立に向けた相談支援を行う中で、住居確保への支援や伴走型就労支援など、一人ひとりに合わせた支援を行っている。そのためには、課題の整理や計画目標、自立への支援内容など個別の支援計画を作成し取り組んでいるが、対象者は分野ごとに分けた枠組みでは支援できない、複数かつ複雑な問題を抱えるケースが多く、複数年にまたがり支援計画の達成に向けての取り組みが必要となるケースが多いことから、毎年、達成度合いを評価することは難しいと考える。なお、意見も踏まえ関連する成果指標については、より施策効果が図れる指標の検討も行っていきたい。

基本目標	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち		
基本方針	3 スポーツに参画できる環境づくりを進めます		
責任部課	教育委員会事務局 スポーツ振興課	主管課	スポーツ振興課
施策	施策・目指す姿及び主管課の評価		
1	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	スポーツに親しむきっかけづくりや、各世代のニーズ、ライフスタイルに合ったスポーツ活動の展開により、市民が健康でいきいきとした生活を送っています。	B
2	スポーツ活動の支援	競技種目や団体を選択できる環境と、充実した指導体制のもと、競技力が高く活発なスポーツ活動が展開されています。	B
3	スポーツツーリズムの推進	スポーツをすることや観る機会、スポーツ活動を支える環境が整い、スポーツ活動に参画する市民が増加しています。 多様なニーズに対応できる受入態勢が整い、多くのスポーツ合宿や大会が行われ、スポーツによる地域の活性化が図られています。	B
責任部長による 総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「1 市民1 スポーツ」の推進にあたっては、いつでも・どこでも・誰もが手軽に出来る（参加できる）ウォーキング、ノルディック・ウォーク、健康体操教室を開催した。また、スポーツをする（好きになる）きっかけづくりとして、プロアスリートを招いたイベント等を開催し、多くの市民が参加した。 ・スポーツ大会・合宿誘致においては、リピーターの定着と、利便性を高めるための、窓口の一元化により、利用者数は令和元年来で過去最高となるなど一定の成果を上げることができた。 ・一方、少年スポーツ団体への加入率は、コロナの影響によるスポーツ離れや少子化による少年スポーツクラブへの入会数の減少などにより、大幅な加入は見込めない状況にあるため、今後の少年スポーツの在り方について検討し、市内のクラブの統一化など、新たな少年スポーツ団体の実現を目指していく。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する 妥当性の評価	一部適正でない部分がある
評価の概要	<p>市では、教育方針に基づき「1 市民1 スポーツ」を推進しており、様々な立場でスポーツに関与する市民が増え、ライフステージに合ったスポーツ活動を通じて心身ともに健康な暮らし、スポーツにより地域が活性化した姿を将来像として描いている。</p> <p>責任課は、将来像の実現に向け、手軽に参加できるウォーキング等の教室や、スポーツをするきっかけづくりとしてプロアスリートを招いたスポーツイベントへの参加者の増加、またスポーツ大会や合宿の誘致を通じたスポーツ交流人口の増加等を踏まえ、目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要すると判定している。</p> <p>しかしながら、調書や責任課の説明からは、「スポーツ」の定義がはっきりしておらず、そもそも「スポーツ」とは何か考えを整理する必要がある。そのうえで、アンケート等を実施し、課題等の分析のうえ、施策を見直していく必要があると考えられる。また、施策1の課題となっている30代から50代のスポーツ実施率の低下要因が不明なまま、分析できていないとなると課題と施策のつながりが十分とは考えにくいことから外部評価委員会としては「一部適正でない部分がある」と判断した。</p> <p>また、全体を通して障がい者スポーツに関する記述が圧倒的に少なく、市の目指す姿の実現には、健常者のみならず障がい者の方なども含まれることから、様々なスポーツについて、今後どのように取組みを展開していくか再考いただきたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施策3の関連指標「スポーツ大会・合宿への参加者数（年間）」に関しては、数値で見ると限りA評価でも良いのではないかと。 ・メジャースポーツへの偏りを見直しつつ、パラスポーツ、ニュースポーツなどの観点も盛り込みながら、とりわけ施策1を軸に基本方針の達成を目指していただきたい。 ・スポーツに参画できる環境づくりのためには、場所と共に広報（周知）が大切であり、様々な手段、方法で周知に努めると良いと思う。
	基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見 指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・指標の確認方法にやや不備が見られるため、全国のアンケート項目とまちづくりアンケートの項目を比較できるよう同一指標とするなど、アンケートを回答する方が同じようなイメージが持てるよう工夫されたい。 ・施策1の課題に「30代～50代のスポーツ実施率の低下要因を把握する必要がある」とあるが、第2次郡上市総合計画（後期基本計画）の取組みは、今年で3年目となるため早急に低下要因を把握していただきたい。 ・学校の部活動から地域のクラブ等へと移行することは、正しい方向性だと思うが、今後、少年スポーツの在り方について検討し、具体的な取組みを再考されたい。 ・施策1の今後の方向性と具体的な展開の項目に、「ケーブルテレビでも放送し、移動が困難な方でも気軽に参加できる機会をつくる」とあるが、福祉や介護予防の観点から言えば、自宅ではなく外出すること、他人と一緒にいることに意義があるため、機能的な面だけではない観点からも検討いただきたい。 ・心豊かな人を育むまち、環境づくりを進めるうえでは、障がい者スポーツに関する施策についても設けると良いと思う。 ・スポーツツーリズム、アーバンスポーツ等は分かりやすい記載にしていきたい。ライフステージについても、日本語での説明があると良い。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・施策1に関して、ライフステージに応じたスポーツ活動の内容はもっと具体的に記載し、市民に届くような情報発信の方法を考えていくことが必要だと思う。 ・成果指標の傾向は文章において表現されているが、客観的な数値が示されていない。 ・そもそも計画されたことは進んでいると考えるが、他にも取り組むべき課題があると思える。 ・スポーツの定義がはっきりしておらず、課題解決の手法等についてもスポーツを幅広く捉えたうえでの見直しが必要かと思われる。 ・部活動から地域クラブ移行に関しては、相当の資源（ヒト・モノ・カネ）を投入しないと成果が出てこないと感じるが、「新たな仕組みづくり」についてももう少し深く今後の展開について記述が欲しい。
市としての対応方針		<p>1. 「評価の概要」への回答及び今後の対応</p> <p>○ 調書や責任課の説明からは、「スポーツ」の定義がはっきりしておらず、そもそも「スポーツ」とは何か考えを整理する必要がある。そのうえで、アンケート等を実施し、課題等の分析のうえ、施策を見直していく必要があると考えられる。また、施策1の課題となっている30代から50代のスポーツ実施率の低下要因が不明なまま、分析できていないとなると課題と施策のつながりが十分とは考えにくい。</p> <p>⇒ 本計画における「スポーツ」の定義は、スポーツ基本法に定義する「身体活動」と整理している。しかしながら、スポーツの捉え方や関り方は多様化しており、スポーツを「する」だけでなく、「観る（観戦）」、「支える（応援する）」もスポーツとして位置づけ、郡上市教育方針に基づき「1市民1スポーツの推進」を目標に掲げ、誰もが気軽に取り組める生涯スポーツの推進（ウォーキング等各種教室）や、スポーツを「する・観る・支える」観点から楽しめるイベント（郡上元気スポーツフェスタ等）を開催するなど、多くの市民がスポーツに携わる機会</p>

の充実に努めてきた。なお、本年度実施した「郡上市のまちづくりに関する市民アンケート」において、スポーツ活動に取り組む市民の割合は、前回（R2）の結果と比較して、8%増加（34%→42%）しており、特に実施率が低くなっていた30代から50代も全ての世代において増加する結果となった（30代[21%→47%]、40代[30%→33%]、50代[14%→32%]）。これらの結果は取り組み効果として一定の成果が表れてはいるが、市民の多くがよりスポーツ活動に触れる機会が増えるよう、参加者等へのアンケート調査によりニーズの把握や分析を行いつつ、今後の取り組みに結びつけていきたい。また、「スポーツ」の定義についても市民により伝わるような表し方や説明に努める。

○ 全体を通して障がい者スポーツに関する記述が圧倒的に少なく、市の目指す姿の実現には、健常者のみならず障がい者の方なども含まれることから、様々なスポーツについて、今後どのように取り組みを展開していくか再考いただきたい。

⇒ 障がい者スポーツの普及については、スポーツ推進委員と連携し、障がい者スポーツ種目の指導研修会を実施していく。また、イベント等で、障がい者スポーツの体験ブースの設置や教室等を開催することで、健常者と障がい者が共に楽しめるスポーツ（車いすバスケットボール、ボッチャ、モルック）の推進を図っていききたい。

2. 「指摘事項や改善を要する事項等に関する意見」への回答及び今後の対応

○ 全国のアンケート項目とまちづくりアンケートの項目を比較できるように同一指標とするなど、アンケートを回答する方が同じようなイメージが持てるよう工夫されたい。

⇒ 指標の確認方法について、まちづくりアンケートにおける「週一回以上のスポーツ実施率」及び「スポーツをする・観る・支える」は、文部科学省が実施する「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の項目と同一であり比較は可能であるが、回答者がイメージしやすい設問内容、或いは解説を加えるなど工夫を行う。

○ 施策1の課題に「30代～50代のスポーツ実施率の低下要因を把握する必要がある」とあるが、第2次郡上市総合計画（後期基本計画）の取り組みは、今年で3年目となるため早急に低下要因を把握していただきたい。

⇒ 30代～50代のスポーツ実施率については、前段に記述したとおり最新の結果は上昇傾向にあり、本施策において一定の成果があったと判断できる。特に令和4、5年度と開催してきた郡上元気スポーツフェスタでは、3×3バスケットボール、車いすバスケットボール、モルック等の体験教室、地元クラブによるダンスパフォーマンスの披露、企業との連携（マルシェ：キッチンカーによる物販）、市内児童生徒や、保護者、協賛企業によるイベントの企画、準備、運営、片付けまでの協力により、参加者は1,000人を超え、多くの市民がスポーツを楽しむ“きっかけ「する・観る・支える」”となり、成果の一因になったと考えられる。今後もこうしたイベント等による機会の提供をはじめ、公民館やスポーツ推進委員等と連携し、誰もがどこでも気軽にスポーツに取り組める“きっかけ”の場を提供していきたい。低下要因等の把握についても、前段に記述したとおり対応していきたい。

○ 学校の部活動から地域のクラブ等へと移行することは、正しい方向性だと思うが、今後、少年スポーツの在り方について検討し、具体的な取り組みを再考されたい。

⇒ 地域クラブ活動への移行に向けた新たな仕組みとして、地域間でのクラブ統合を図り、平日の活動は小中学生や高校生、一般による合同練習、休日は統合されたクラブによる活動を推進していく。こうした地域クラブ活動の実現に向けて、各団体への説明会、課題等の整理と対応、指導者の育成（資質向上、若い世代の発掘）等を図り、子供たちがやりたいスポーツを選択でき、続けられる環境を整備していく。

基本目標	第5分野 市民と行政が協働でつくるまち		
基本方針	2 誰もが尊重される地域社会を形成します		
責任部課	市長公室 企画課	主管課	市民課、企画課、秘書広報課
施策	施策・目指す姿及び主管課の評価		
1	人権意識の高揚	人権に対する正しい知識と理解をもち、誰もが人権を尊重した行動をとることができる社会となっています。 DV被害や児童虐待について安心して相談できる体制が整い、適切な支援を受けることができる環境となっています。	B
2	男女共同参画の推進	すべての市民が、家庭や職場などあらゆる場面において、個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会となっています。	B
3	多文化共生の推進	市民と在留外国人が、お互いの文化の違いを理解し合いながら、地域の一員として共に暮らす社会となっています。	B
責任部長による総括評価概要		<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に掲げる「誰もが尊重される地域社会を形成する」ため、「人権意識の高揚」、「男女共同参画の推進」、「多文化共生の推進」の3つの施策を柱として取り組んでおり、これらの施策は広い分野に跨り、成果として現れにくいことから、長期的視点で推進していく必要がある。 令和4年度の施策の成果に対する責任課の評価は、関連する事務事業の状況、成果と課題の捉え方から、概ね妥当であると判断できる。加えて、個々の具体的な取組みについても、それぞれの施策が目指す姿に関連しており、方向性は正しいと考える。 施策2及び施策3の指標に関しては、いずれも目標値を達成していないことから、周知や開催方法等の手法に工夫を凝らし、引き続き施策事業を推進していく必要がある。 SNSの普及により、従来からの人権侵害や児童虐待等に加えインターネットを悪用したプライバシーの侵害等の増加が懸念されることから、相談をはじめ、適切な支援提供が行えるよう体制整備が必要である。 	

外部評価結果	
内部評価結果に対する妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。
評価の概要	<p>責任課は、基本方針である「誰もが尊重される地域社会を形成します」に紐づく1～3の施策すべてで、B評価（目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する）と判定をしている。責任課からの説明では、人権意識の高揚、男女共同参画の推進への取組みとして啓発や周知活動をはじめ、市内小中学校における人種差別や人権等の学習機会の提供、男女共同参画に関する番組作成及び放映や女性活躍応援セミナーの開催など様々な取組みが展開されていた。また、多文化共生の推進においても、日本語ボランティア養成講座の開催や国際交流団体の活動支援など、増えつつある在留外国人を支援する取組みを理解することができた。一方、責任部長の総括評価に示すとおり、本方針に掲げる施策はすぐに成果として現れるものではなく、長期的な視点を要するとともに、未達成の指標に関する課題認識も踏まえた上で総括すると、外部評価委員会としては、市の評価は「概ね適正である」と判断した。</p> <p>人権、男女共同参画、多文化共生は、それぞれ捉える側の感覚と行政の進め方が同じ方向を向いていなければならない分野であり、推進する難しさはあると思うが、創意工夫しながら引き続き施策を推進されたい。</p> <p>なお、「人権」は人の生命と生活を守るうえで非常に大切なことなので、施策の効果が見えるような指標の設定、算出方法について再考いただきたい。また、今後の取組みが一方通行とならないよう留意してもらいたい。</p>

外部評価結果		
	意見区分	委員からの意見の内容
基本方針を構成する施策又は事務事業に対する意見	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗として、啓発活動等が充実していない部分があるように思われる。 ・男女共同参画の推進について、単にセミナー開催にて参加者を集める手法から、出前講座等の出張型の手法へ方向を変えていくことは良いことだと思うため、期待している。 ・多文化共生の推進は、市民と外国の方との相互理解が重要であるが、実際の取組みを聞くなかで日本への適応に終始している感じがした。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・総括評価に「成果として現れにくい」とあるが、何を成果と見るのか。取組みや活動を評価とすることはできないか検討いただきたい。 ・審議会の女性比率が毎年低下しているにも関わらず、要因分析がなされていない。 ・施策3の目指す姿に記載してあるような「お互いの文化の違いを理解し合い」というところは、まだ追いついていないように思う。双方向の取組みが明確になるよう展開と記述の仕方を工夫していただきたい。 ・広報（周知）の仕方が片寄っていて、市民全体に広報できていないように思うため、一人でも多くの市民に周知することが大切であることから、その手段について工夫されたい。
その他の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の展開については、全施策とも一方通行の面が見受けられる。アンケート等を通して市民が思っていることを数値化し、指標としていくことも必要だと思う。 ・審議会の男女比も最終的には同数となることを目指すことに異論はないが、市役所内における管理職に占める女性の割合や議会、自治会等、各意思決定機関などでの男女比や非男性の比率が指標に上がってこないのは不自然である。 ・本方針は、これがベストな施策と言い切れない分野であるため、必要な知識を得た上で絶えず議論しながら推進していくことを求める。 ・事業予算が極めて少ないため、事業を形としてやっていくことで精一杯という感覚を受ける。特に、学校での事業は、「思いやり」や「お互いが我慢し合う」という規範に沿う表現がいまだに多い。人権はいわゆる「お気持ち」からは離れて扱うべきものであると思う。
市としての対応方針		<p>1. 「評価の概要」への回答及び今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人権」は人の生命と生活を守るうえで非常に大切なことなので、施策の効果が見えるような指標の設定、算出方法について再考いただきたい。また、今後の取組みが一方通行とならないよう留意してもらいたい。 ⇒ 人権に関する事柄は多岐にわたるため、社会情勢等の影響によって意識変動を受けやすい面があることから、人の生命、生活を守るために継続して啓発活動等の取組みを行うことが重要と認識している。この施策は市民の意識や理解を高める取組みが多く、具体的な効果が図りにくい分野ではあるが、アンケート等を活用しつつ、市民の人権に対する考え等を把握し、今後の取組みに反映するとともに、指標設定についても検討していきたい。 <p>2. 「指摘事項や改善を要する事項等に関する意見」への回答及び今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生の推進は、市民と外国の方との相互理解が重要であるが、実際の取組みを聞くなかで日本への適応に終始している感じがした。 ○ 施策3の目指す姿に記載してあるような「お互いの文化の違いを理解し合い」というところは、まだ追いついていないように思う。双方向の取組みが明確になるよう展開と記述の仕方を工夫していただきたい。 ⇒ 外国人の方向への「日本語教室」の開催、また外国人の方に日本語の支援や関わり方など理解を深めるための日本人向けの「日本語ボランティア養成講座」を開催し、両講座を通じて相互理解を深める取組みを進めている。今後も各種講座等の取組みを通して、互いの文化や価値観等を理解し合える多文化共生社会の推進に努めていく。

- 総括評価に「成果として現れにくい」とあるが、何を成果と見るのか。取組みや活動を評価とすることはできないか検討いただきたい。
- ⇒ 人権や男女共同参画、多文化共生などに関する施策は、その人の持つ価値観や既成概念などの内面に変化を与えるものであり、施策の内容も啓発や講座などの手段を通じて人権意識等を涵養する取組みが主たるものとなっている。このため、内面の部分については、市民アンケート等の回答（主観的意識）を活用し成果を図っているが、ご指摘のとおり市が行う取組みや活動、また、その施策の実施により市民の行動がどのように変化したかなどの把握についても、評価方法も含め検討していきたい。

- 審議会の女性比率が毎年低下しているにも関わらず、要因分析がなされていない。
- ⇒ 審議会委員の推薦にあっては女性の積極的登用を促しているものの、専門分野に精通する人を要する場合や、母体となる組織や団体等によっては女性の担い手自体が少ないケースもあり、女性の社会進出が広まりつつある昨今においてもまだまだ女性委員の参画が進まない状況である。「第3次郡上市男女共同参画プラン（計画期間：R2～R6）」が令和6年度に終期を迎えるが、次期プランの策定審議会をはじめ、郡上市男女共同参画サポーター等とも協議検討を進めるとともに、市職員で構成する研究会等を通じて積極的に女性の登用の働きかけを行っていく。

- 今後の展開については、全施策とも一方通行の面が見受けられる。アンケート等を通して市民が思っていることを数値化し、指標としていくことも必要だと思う。
- ⇒ 男女共同参画に関しては、次期男女共同参画プラン等の計画に対する課題等について、NPO団体と協働しながら推進していきたいと考えている。また、多文化共生に関しては、「言葉の支援」、「適正な情報発信」、「交流事業の活性化」による相互理解を進めているところであり、講座等を通じて外国人市民の生の声を伺いながら相互理解を深めていく取組みにしたいと考えている。人権も含め、いずれも行政のみで解決できることではないため、アンケートの取り方を含め市民協働の在り方を検討しつつ推進していきたい。

基本目標	基本方針(目的)	施策(方策)	外部評価実施年度					責任課
			R4	R5	R6	R7	R8	
5 市民と行政が協働でつくるまち 『自治・まちづくり』	(1) 市民主体のまちづくりを支援します	①住民自治の推進 ②市民協働の推進 ③市民活動の活性化 ④次代を担う人材育成の推進						市長公室 政策推進課
	(2) 誰もが尊重される地域社会を形成します	①人権の意識の高揚 ②男女共同参画の推進 ③多文化共生の推進		○				市長公室 企画課
	(3) 交流・連携によるまちづくりを推進します	①関係人口創出の推進 ②移住・定住の推進 ③教育機関等と連携したまちづくりの推進 ④自治体交流の推進	○					市長公室 政策推進課
6 個性あふれる地域づくりを推進するまち 『地域振興』	【八幡】歴史と伝統を守り、互いに支え合う住民主体の地域づくりを進めます ～水とおどりと心のふるさと郡上八幡～	①魅力的で安全なまちづくり ②地域資源を活かした産業振興 ③住民主体による持続可能な地域づくり	/	/	/	/	/	市長公室 政策推進課
	【大和】誇り高きところを育み 人の流れを起し 産業に結びつく地域づくりを進めます ～みんながつながり 広がる古今伝授の里「大和」～	①古今伝授の里づくりと担い手づくり ②大和地域ブランドの磨き上げ ③みんながつながる大和づくり	/	/	/	/	/	大和振興事務所 振興課
	【白鳥】地域資源を活用し 市民協働によるいつまでも住み続けたいと思う地域づくりを進めます ～白山文化の里「しろとり」～	①道路網の有効活用によるまちづくり ②白山文化を活用した市民協働による地域の魅力向上 ③コミュニティの輪を広げる住民主体の地域づくり	/	/	/	/	/	白鳥振興事務所 振興課
	【高鷲】自然と共存した文化の継承と 安定した生活を送れる地域づくりを進めます ～開拓の心を伝える長良川源流の里「たかす」～	①自然環境の保全と開拓精神の継承 ②地域振興による地域の活性化 ③誰もが生き生きと暮らせる地域づくり	/	/	/	/	/	高鷲振興事務所 振興課
	【美並】魅力的なコミュニティの形成による住みつけたい地域づくりを目指します ～円空のふるさと美並～	①地域資源の活用と交流による産業振興 ②地域の魅力の効果的な発信による観光振興 ③住民の交流と地域の支え合い	/	/	/	/	/	美並振興事務所 振興課
	【明宝】住民主体による手づくり自治と産業の創出を目指します ～アフターコロナ社会とデジタル化に対応したハンドメイドの里「めいほう」～	①地域活性化の拠点づくりによる産業・雇用の創出と経済の好循環の確立 ②地域資源の有効活用と社会基盤の変化に対応した地域づくり ③持続性のある地域活性化を進める地域デザインづくり	/	/	/	/	/	明宝振興事務所 振興課
	【和良】地域資源を活用した産業振興を図り いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを進めます ～緑豊かな清流の里 和良～	①地域の資源を活かした魅力ある地域づくり ②笑顔があふれる住みよい地域づくり ③地域の力で将来につなぐ和良づくり	/	/	/	/	/	和良振興事務所 振興課
7 健全な行財政運営を実行するまち 『行財政運営』	(1) 市民にとって開かれた身近な市役所を目指します	①市民サービスの向上 ②広報活動の推進 ③広聴機会の充実 ④情報管理の徹底と適正な公開						総務部 市民課
	(2) 成果を重視する効率的かつ効果的な行財政運営を図ります	①職員の人材育成と働き方改革の推進 ②堅実な行財政運営 ③公共施設等の適正な管理						市長公室 企画課